

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3798362号
(P3798362)

(45) 発行日 平成18年7月19日(2006.7.19)

(24) 登録日 平成18年4月28日(2006.4.28)

(51) Int.C1.

F 1

B42D	1/00	(2006.01)	B 42 D	1/00	A
B42C	3/00	(2006.01)	B 42 C	3/00	
B42D	13/00	(2006.01)	B 42 D	13/00	
B42D	15/00	(2006.01)	B 42 D	15/00	3 2 1 E

請求項の数 7 (全 13 頁)

(21) 出願番号

特願2002-302664 (P2002-302664)

(22) 出願日

平成14年10月17日 (2002.10.17)

(65) 公開番号

特開2004-136528 (P2004-136528A)

(43) 公開日

平成16年5月13日 (2004.5.13)

審査請求日

平成16年2月19日 (2004.2.19)

(73) 特許権者 501244200

ヒサゴレーベル株式会社

愛知県春日井市如意申町5-9-10

(74) 代理人 100096840

弁理士 後呂 和男

(74) 代理人 100097032

弁理士 ▲高▼木 芳之

(72) 発明者 坪内 孝雄

愛知県春日井市如意申町5-9-10 ヒ
サゴレーベル株式会社内

審査官 蔵野 いづみ

(56) 参考文献 特開2004-102059 (JP, A
)

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 冊子、冊子の作製方法、および冊子作製用キット

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子であって、

前記専用ページは、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層とを備えた印字用シートを、前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼付することにより構成され、かつ、

前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられているとともに、

前記粘着剤層は、前記複数の印字領域のうち一の印字領域の裏面側に設けられていることを特徴とする冊子。

【請求項 2】

複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子であって、

前記専用ページは、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層とを備えた印字用シートを、前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼付することにより構成され、かつ、

前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられているとともに、

前記複数の印字領域の境界線に沿って設けられた折り目部に沿って前記印字用シートが

10

20

蛇腹状に折り畳まれ、前記印刷面の裏面側全面に前記粘着剤層が設けられ、前記複数の印字領域のうち一の印字領域が前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼り付けられているとともに、他の印字領域については隣り合う印字領域が前記粘着剤層を介して互いに背中合わせに貼り合わせられていることを特徴とする冊子。**【請求項 3】**複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子の製造方法であって、汎用ページを備える冊子本体を作製する工程と、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、前記粘着剤層に積層された剥離シートとを備えた印字用シートにおける前記印刷面に記載内容を印刷する工程と、前記印字用シートから剥離シートを剥離して、この印字用シートを前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼り付ける工程とを実行するものであって、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられているとともに、前記粘着剤層は、前記複数の印字領域のうち一の印字領域の裏面側に設けられているものであることを特徴とする冊子の作製方法。**【請求項 4】**複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子の製造方法であって、汎用ページを備える冊子本体を作製する工程と、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、前記粘着剤層に積層された剥離シートとを備えた印字用シートにおける前記印刷面に記載内容を印刷する工程と、前記印字用シートから剥離シートを剥離して、この印字用シートを前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼り付ける工程とを実行するものであって、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられているとともに、前記複数の印字領域の境界線に沿って設けられた折り目部に沿って前記印字用シートが蛇腹状に折り畳まれ、前記印刷面の裏面側全面に前記粘着剤層が設けられ、前記複数の印字領域のうち一の印字領域を前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼り付けるとともに、他の印字領域については隣り合う印字領域を前記粘着剤層を介して互いに背中合わせに貼り合わせることを特徴とする冊子の作製方法。**【請求項 5】**複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子を作製するための冊子作製用キットであって、汎用ページを備える冊子本体と、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、前記粘着剤層に積層された剥離シートとを備えた印字用シートとを備え、かつ、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられているとともに、前記粘着剤層は、前記複数の印字領域のうち一の印字領域の裏面側に設けられていることを特徴とする冊子作製用キット。**【請求項 6】**複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子を作製するための冊子作製用キットであって、汎用ページを備える冊子本体と、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、

10

20

30

40

50

前記粘着剤層に積層された剥離シートとを備えた印字用シートとを備え、かつ、
前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印
字領域が連続して設けられているとともに、
前記複数の印字領域の境界線に沿って設けられた折り目部に沿って前記印字用シートが
蛇腹状に折り畳まれ、
前記印刷面の裏面側全面に前記粘着剤層が設けられていることを特徴とする冊子作製用
キット。

【請求項 7】

前記専用ページが前記汎用ページよりも小さくされていることを特徴とする請求項 5 または請求項 6 に記載の冊子作製用キット。 10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、冊子、冊子の作製方法、および冊子作製用キットに関する。

【0002】

【従来の技術】

従来、身体障害者や高齢者等が自治体から給付金や支援サービスを受ける際には、受給者手帳等の冊子が各利用者に配布されることが一般的である。

この冊子は、一般に、最初の数ページが利用者の住所、氏名等の個人情報を記入するための個人情報ページとされ、残りのページは、サービスを受ける度に利用状況等を記録するための記録ページとなっている。 20

なお、この種の冊子としては、例えば特開平10-6660号公報（特許文献1）に記載されたものがある。

【0003】

【特許文献1】

特開平10-6660号公報

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

上記のような冊子において、記録ページは、利用状況等を記録するための記録欄が設けられたものであり、全ての利用者に共通の書式のページである。しかし、個人情報ページは、各利用者によってその記載内容が異なる。 30

【0005】

このため、このような冊子を作製する際には、例えば 1 個人情報ページ用の記入欄と、記録ページ用の記録欄とが印刷された印刷紙片とを綴じ込んで製本することにより冊子を作成し、自治体職員が個人情報ページに各利用者の個人情報を手書きで書き込む方法、

2 各利用者の個人情報がプリントされた印刷紙片と、記録ページ用の記録欄が印刷された印刷紙片とを用意しておき、利用者毎にそれぞれの印刷紙片を揃えて綴じ込む方法、等の方法で行っていた。

【0006】

しかし、このような方法では、冊子の準備のために極めて煩雑な作業が必要となってしまう。特に、多数の利用対象者を抱える大都市では、必要な冊子の量が膨大なものとなるため、作業を効率化したいという要望がある。 40

【0007】

本発明は、上記した事情に鑑みてなされたものであり、その目的は、簡易に作製でき、取り扱いの容易な冊子を提供することにある。

【0008】

【課題を解決するための手段】

上記の課題を解決するために請求項 1 の発明に係る冊子は、複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子であって、前記専用ページは、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側 50

に形成された粘着剤層とを備えた印字用シートを、前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼付することにより構成され、かつ、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられるとともに、前記粘着剤層は、前記複数の印字領域のうち一の印字領域の裏面側に設けられていることを特徴とする。

【0009】

請求項2の発明は、複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子であって、前記専用ページは、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層とを備えた印字用シートを、前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼付することにより構成され、かつ、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられるとともに、前記複数の印字領域の境界線に沿って設けられた折り目部に沿って前記印字用シートが蛇腹状に折り畳まれ、前記印刷面の裏面側全面に前記粘着剤層が設けられ、前記複数の印字領域のうち一の印字領域が前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼り付けられるとともに、他の印字領域については隣り合う印字領域が前記粘着剤層を介して互いに背中合わせに貼り合わせられていることを特徴とする冊子である。

【0010】

請求項3の発明は、複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子の製造方法であって、汎用ページを備える冊子本体を作製する工程と、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、前記粘着剤層に積層された剥離シートとを備えた印字用シートにおける前記印刷面に記載内容を印刷する工程と、前記印字用シートから剥離シートを剥離して、この印字用シートを前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼り付ける工程とを実行するものであって、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられるとともに、前記粘着剤層は、前記複数の印字領域のうち一の印字領域の裏面側に設けられているものであることを特徴とする冊子の作製方法である。

【0011】

請求項4の発明は、複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子の製造方法であって、汎用ページを備える冊子本体を作製する工程と、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、前記粘着剤層に積層された剥離シートとを備えた印字用シートにおける前記印刷面に記載内容を印刷する工程と、前記印字用シートから剥離シートを剥離して、この印字用シートを前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼り付ける工程とを実行するものであって、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられるとともに、前記複数の印字領域の境界線に沿って設けられた折り目部に沿って前記印字用シートが蛇腹状に折り畳まれ、前記印刷面の裏面側全面に前記粘着剤層が設けられ、前記複数の印字領域のうち一の印字領域を前記粘着剤層を介して前記汎用ページに貼り付けるとともに、他の印字領域については隣り合う印字領域を前記粘着剤層を介して互いに背中合わせに貼り合わせることを特徴とする冊子の作製方法である。

【0012】

請求項5の発明は、複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子を作製するための冊子作製用キットであって、汎用ページを備える冊子本体と、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、前記粘着剤層に積層された剥離シートとを備えた印字用シートとを備え、かつ、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられるとともに、前記粘着剤層は、前記複数の印字領域のうち一の印字領域の裏面側に設けられていることを特徴とする冊子作

10

20

30

40

50

製用キットである。

【0013】

請求項6の発明は、複数の利用者に共通の書式を有する汎用ページと、利用者毎に異なる内容が記載される専用ページとを備えた冊子を作製するための冊子作製用キットであつて、汎用ページを備える冊子本体と、プリンタによって印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、前記粘着剤層に積層された剥離シートとを備えた印字用シートとを備え、かつ、前記印字用シートにおいて、前記印刷面には複数の前記専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられているとともに、前記複数の印字領域の境界線に沿って設けられた折り目部に沿って前記印字用シートが蛇腹状に折り畳まれ、前記印刷面の裏面側全面に前記粘着剤層が設けられていることを特徴とする冊子作製用キットである。

【0014】

請求項7の発明は、請求項5または請求項6に記載の冊子作製用キットであつて、前記専用ページが前記汎用ページよりも小さくされていることを特徴とする。

【0015】

【発明の作用及び効果】

請求項1、請求項3、および請求項5の発明によれば、専用ページは、プリンタによつて印刷可能な印刷面と、この印刷面の裏面側に形成された粘着剤層と、粘着剤層に積層された剥離シートとを備え、汎用ページに貼付可能な印字用シートにより構成される。このような構成によれば、汎用ページは全ての利用者に共通の形式のものであるので、まとまつた量を簡易かつ安価に作製し、製本しておく等することができる。一方、専用ページについては、記入すべき記入事項をあらかじめデータベース化するなどして、プリンタを用いて印字用シートに印刷し、これを貼り付けすればよいから、記入作業の負担を軽減することができる。これにより、冊子の作製にかかる手間とコストを削減することができる。

【0016】

また、印字用シートは、複数の専用ページを構成する複数の印字領域が連続して設けられたものであつて、粘着剤層および剥離シートは一の印字領域の裏面側に設けられている。このような構成によれば、印字用シートのうち一の印字領域の裏面側を粘着剤層を介して記録ページに貼り付けるとともに、他の印字領域の形成された部分については、折り畳むなどして冊子内に収納すればよい。このように、印字用シートを記録ページに貼り付けるために必要な最低限度の粘着剤層および剥離シートが使用されているので、冊子の作製コストを低減することができる。

【0017】

請求項2、請求項4、および請求項6の発明によれば、印字用シートは、折り目部に沿って蛇腹状に折り畳むことが可能とされているとともに、印刷面の裏面側全面に粘着剤層および剥離シートが形成されている。このような構成によれば、隣り合う印字領域同士を背中合わせに貼り付けて専用ページを形成することができるため、冊子を開いた時に専用ページが広がってしまうことがなく、取り扱い易い冊子を提供することができる。

【0019】

請求項7の発明によれば、専用ページが汎用ページよりも小さくされている。このような構成によれば、印字用シートを貼り付ける際に、汎用ページに対して少々斜めに傾いたり、位置ずれを起こしたとしても、汎用ページからはみ出してしまうということがない。そのため、過度の注意力を要することなく、印字用シートの貼り付け作業を行うことができる。

【0020】

【発明の実施の形態】

<第1実施形態>

以下、本発明の冊子1を具体化した第1実施形態について、図1～図3を参照しつつ詳細に説明する。

【0021】

10

20

30

40

50

本実施形態の冊子1は、自治体が給付金や支援サービスを提供する際に利用者に配布する受給者手帳であって、記録ページ2（本発明の汎用ページに該当する）を備えた冊子本体3と、個人情報ページ4（本発明の専用ページに該当する）を構成する印字用シート5とを備えている。

【0022】

冊子本体3は、複数枚の印刷紙片が重ね合わせられ、二つ折りにされた表紙用紙の間に綴じ込まれて、ホッチキス等により固定されたものである。綴じ込まれた各印刷紙片は、冊子1の記録ページ2を構成する。この記録ページ2は、利用者がサービスを受ける度に利用状況等を記録するための記録欄が設けられたものであり、全ての利用者に共通の書式のものである。

10

【0023】

一方、印字用シート5は、個人情報ページ4の3ページ分を横方向に連ねた横長の矩形状をなしている。個人情報ページ4は、利用者の住所、氏名等の個人情報を記入するためのページであって、利用者毎に異なる内容が記載されるものである。

【0024】

印字用シート5の表面は、プリンタによって印刷可能な印刷面6とされている。この印刷面6は、各個人情報ページ4を構成する3つの印字領域6Aに区切られており、それぞれの印字領域6Aには、利用者の個人情報を記入するための記入欄があらかじめ設けられている。個人情報ページ4の1ページ分を構成する一の印字領域6Aの大きさは、記録ページ2よりも一回り小さくされている。また、印字用シート5には、隣り合う印字領域6Aの境界線に沿って折り目部7が設けられており、この折り目部7に沿って印字用シート5を蛇腹状に折り畳むことができるようになっている。

20

【0025】

また、3つの印字領域6Aのうち最後部の個人情報ページ4に相当する印字領域6A（図1中右端の印字領域6A）の裏面側には、全面に渡って粘着剤層8が設けられている。そして、この粘着剤層8は、剥離シート9によって被覆されている。剥離シート9の端部からやや内側よりの位置には、この剥離シート9を左右2つに分割するスリッター10が上下方向に渡って設けられている。

【0026】

この冊子1を作製する際には、まず、記録ページ2を備えた冊子本体3を作製する。この冊子本体3は、全ての利用者に共通の形式のものであるので、簡易かつ安価にまとまった量を作製可能であり、また、あらかじめ大量に作成してストックしておき、必要なときに取り出して使用するといったことが可能なものである。

30

【0027】

次に、印字用シート5に利用者の個人情報を記入する。この印字用シート5は、冊子本体3の記録ページ2に貼り付けられて個人情報ページ4となる前の段階では、1枚のシート状をなしており、プリンタに差し込んで印刷を行うことが可能である。したがって、自治体職員は、あらかじめ自治体が所有しているコンピュータ等に保存されているデータベースから利用者の氏名、住所等の情報を取り出し、プリンタを利用して印字用シート5に印刷すればよい。これにより、個人情報を記入する作業を短時間で簡易に行うことができる。

40

【0028】

次いで、個人情報が記入された印字用シート5を折り目部7に従って蛇腹状に折り曲げる。そして、剥離シート9を剥がし、印字用シート5を記録ページ2の第1ページに貼り付ける。このとき、まず、スリッター10によって分割された剥離シート9のうち、小さい方の剥離シート片9Aを剥がす。そして、粘着剤層8の露出部分を冊子本体3の記録ページ2に位置合わせしつつ宛がって、印字用シート5の端部を記録ページ2の第1ページに貼り付ける。この後、残りの剥離シート片9Bを剥がし、ページ全体を記録ページ2に貼り付ける。このようにすれば、位置合わせの際には粘着剤層8の露出部分の広さが必要最小限度となっているので、印字用シート5の取り扱いがしやすく、また、印字用シート5

50

が折れ曲がって粘着剤層 8 同士が貼り付いてしまうといったトラブルを防ぐことができる。

また、このとき、個人情報ページ 4 は記録ページ 2 よりも小さく形成されているので、印字用シート 5 が記録ページ 2 に対して斜めに傾いたり、位置ずれを起こしたとしても、記録ページ 2 からはみ出してしまうということがない。このため、過度の注意力を要することなく印字用シート 5 の記録ページ 2 への貼り付け作業を行うことができる。

このようにして、冊子 1 が完成される。

【0029】

なお、本冊子 1 においては、印刷済みの印字用シート 5 を冊子本体 3 とともに利用者に手渡し、利用者自身で冊子本体 3 への貼り付けを行ってもらうということも可能である。この場合においても、個人情報ページ 4 が記録ページ 2 よりも小さく形成されていることにより、個人情報ページ 4 が冊子本体 3 からはみ出すことがないようにされているため、利用者に過度の負担を強いることなく印字用シート 5 の記録ページ 2 への貼り付け作業を行ってもらうことができる。10

【0030】

以上のように本実施形態によれば、個人情報ページ 4 は、プリンタによって印刷可能な印字用シート 5 により構成されている。このような構成によれば、記録ページ 2 は全ての利用者に共通の形式のものであるので、まとまった量を簡易かつ安価に作製し、製本しておく等することができる。一方、個人情報ページ 4 については、あらかじめ自治体に備えられているデータベースから、利用者の氏名・住所等の必要な情報を取り出して、プリンタを用いて印字用シート 5 に印刷した上で、記録ページ 2 に貼り付けすればよいから、記入作業の負担を軽減することができる。これにより、冊子の作製にかかる手間とコストを削減することができる。20

【0031】

また、印字用シート 5 において粘着剤層 8 および剥離シート 9 は、最後部の個人情報ページ 4 に相当する印字領域 6 A の裏面側に設けられている。このように、印字用シート 5 を記録ページ 2 に貼り付けるために必要な最低限度の粘着剤層 8 および剥離シート 9 が使用されているので、冊子 1 の作製コストを低減することができる。

【0032】

さらに、個人情報ページ 4 は記録ページ 2 よりも小さくされている。このような構成によれば、印字用シート 5 を貼り付ける際に、記録ページ 2 に対して少々斜めに傾いたり、位置ずれを起こしたとしても、記録ページ 2 からはみ出してしまうということがない。このため、過度の注意力を要することなく、印字用シート 5 の貼り付け作業を行うことができる。30

【0033】

<第2実施形態>

以下、本発明の第2実施形態について、図4～図6を参照しつつ詳細に説明する。

【0034】

本実施形態の冊子 11 の第1実施形態との相違点は、印字用シート 15 における印刷面 16 の裏面側全面に渡って粘着剤層 18 が形成され、剥離シート 19 が積層されている点である（図5参照）。なお、本実施形態において、第1実施形態と同様の構成には同一の符号を付して説明を省略する。40

【0035】

本実施形態の印字用シート 15 は、第1実施形態と同様に個人情報ページ 14 の3ページ分を横方向に連ねた横長の矩形状をなしている。印字用シート 15 の表面は、プリンタによって印刷可能な印刷面 16 とされており、この印刷面 16 は、各個人情報ページ 14 を構成する3つの印字領域 16 A に区切られている。この印字用シート 15 には、隣り合う印字領域 16 A の境界線に沿って折り目部 17 が設けられており、この折り目部 17 に沿って印字用シート 15 を蛇腹状に折り畳むことができるようになっている。また、印刷面 16 の裏面側には、全面に渡って粘着剤層 18 が形成され、剥離シート 19 が積層されて50

いる。

【0036】

この冊子11を作製する際には、第1実施形態と同様に記録ページ2を備えた冊子本体3を作製し、印字用シート15に利用者の個人情報を印刷する。

【0037】

次いで、個人情報が記入された印字用シート15を折り目部17に従って蛇腹状に折り曲げる(図6参照)。そして、剥離シート19を剥がし、個人情報ページ14の第1ページと第2ページに相当する印字領域16A(図5中左端および中央の印字領域16A)を重ね合わせて、両者を背中合わせに貼り合わせる。同時に、個人情報ページ14の第3ページに相当する印字領域16A(図5中右端の印字領域6A)の裏面側の粘着剤層18を冊子本体3の記録ページ2に宛がって、印字用シート15を記録ページ2に貼り付ける。
10 このようにして、冊子1が完成される。

【0038】

以上のように本実施形態によれば、第1実施形態と同様に、冊子11の作製を簡易に行うことができる。また、印字用シート15は、折り目部17に沿って蛇腹状に折り畳むことが可能とされているとともに、印刷面16の裏面側全面に粘着剤層18および剥離シート19が形成されている。このような構成によれば、隣り合う印字領域16A同士を背中合わせに貼り付けて個人情報ページ14を形成することができるため、冊子11を開いた時に個人情報ページ14が広がってしまうことがなく、取り扱い易い冊子11を提供することができる。

【0039】

<参考例>

以下、本発明の参考例について、図7～図9を参照しつつ詳細に説明する。

【0040】

本実施形態の冊子21における上記実施形態との相違点は、印字用シート25において隣り合う印字領域26Aの境界線に沿ってミシン目27(本発明の切れ目に該当する)が設けられており、このミシン目27に沿って印字用シート25を1ページ毎に切り離すことができるようになっている点である。なお、本実施形態において、第1実施形態と同様の構成には同一の符号を付して説明を省略する。

【0041】

本実施形態の印字用シート25は、第1実施形態と同様に個人情報ページ24の3ページ分を横方向に連ねた横長の矩形状をなしている。印字用シート25の表面は、プリンタによって印刷可能な印刷面26とされており、この印刷面26は、各個人情報ページ24を構成する3つの印字領域26Aに区切られている。この印字用シート25には、隣り合う印字領域26Aの境界線に沿ってミシン目27が設けられており、このミシン目27に沿って印字用シート25を1ページ毎に切り離すことができるようになっている。また、印刷面26の裏面側には、全面に渡って粘着剤層28が形成され、剥離シート29が積層されている。

【0042】

この冊子21を作製する際には、第1実施形態と同様に記録ページ2を備えた冊子本体3を作製し、印字用シート25に利用者の個人情報を印刷する。

【0043】

次いで、個人情報が記入された印字用シート25をミシン目27に従ってページ毎に切り離す。そして、剥離シート29を剥がし、粘着剤層28を冊子本体3の記録ページ2に宛がって、印字用シート25を記録ページ2に貼り付ける。各個人情報ページ24を、冊子本体3の記録ページ2における第1ページ、第2ページ、第3ページに貼り付ける。

このようにして、冊子1が完成される。

【0044】

以上のように本実施形態によれば、上記各実施形態と同様に、冊子21の作製を簡易に行うことができる。また、印字用シート25は、複数の印字領域26Aの境界線に沿ってミ

10

20

30

40

50

シン目 2 7 が設けられることにより 1 ページ毎に分割可能とされている。このような構成によれば、複数の個人情報ページ 2 4 のうち一部のページの記載事項にのみ変更が生じた場合などに、全てのページを再印刷して貼り直さなくとも、当該ページ分のみを貼り換えるべきため、冊子 2 1 の取り扱いに便利となる。

【 0 0 4 5 】

本発明の技術的範囲は、上記した実施形態によって限定されるものではなく、例えば、次に記載するようなものも本発明の技術的範囲に含まれる。その他、本発明の技術的範囲は、均等の範囲にまで及ぶものである。

(1) 上記各実施形態では、個人情報ページ 4 、 1 4 、 2 4 が 3 ページであるが、本発明によれば専用ページのページ数は上記実施形態の限りではなく、 1 ページ、 2 ページ、もしくは 4 ページ以上であってもよい。10

(2) 上記各実施形態では、記録ページ 2 の第 1 ページに印字用シート 5 、 1 5 、 2 5 が貼り付けられるようになっていたが、本発明によれば、印字用シートの貼り付け位置には特に制限はなく、例えば汎用ページの最終ページに貼り付けられても構わない。

(3) 第 1 実施形態では、印字用シート 5 において粘着剤層 8 および剥離シート 9 は、最後部の個人情報ページ 4 に相当する印字領域 6 A の裏面側に設けられているが、本発明によれば、粘着剤層および剥離シートを設ける位置は上記実施形態の限りではなく、例えば最前部の印字領域の裏面側に設けられていてもよく、真中の印字領域の裏面側に設けられてもよい。

(4) 第 1 実施形態では、スリッター 1 0 は剥離シート 9 の上下方向に渡って設けられていたが、スリッターは剥離シートを上下方向に分割するように、左右方向に渡って設けられても構わない。20

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 第 1 実施形態における冊子の斜視図

【 図 2 】 第 1 実施形態における印字用シートの正面図

【 図 3 】 第 1 実施形態における印字用シートの裏面図

【 図 4 】 第 2 実施形態における冊子の斜視図

【 図 5 】 第 2 実施形態における印字用シートの正面図

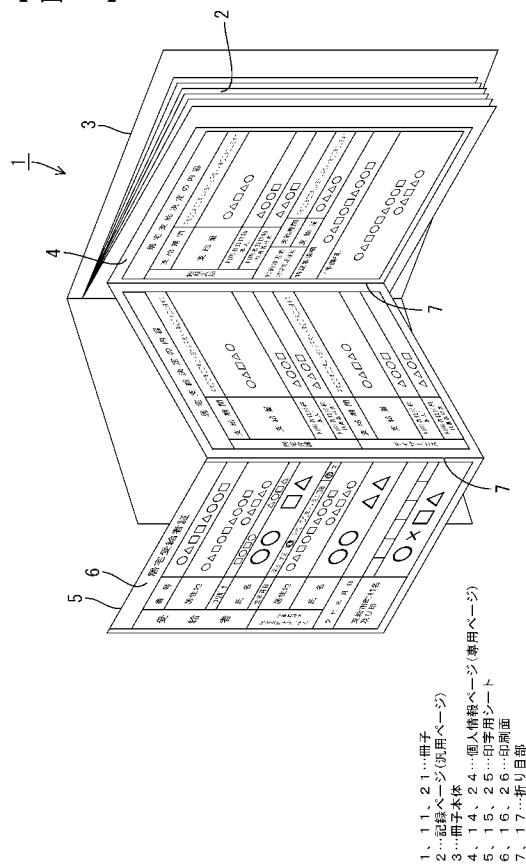
【 図 6 】 第 2 実施形態における印字用シートを貼り付ける様子を示す図

【 図 7 】 参考例における冊子の斜視図30

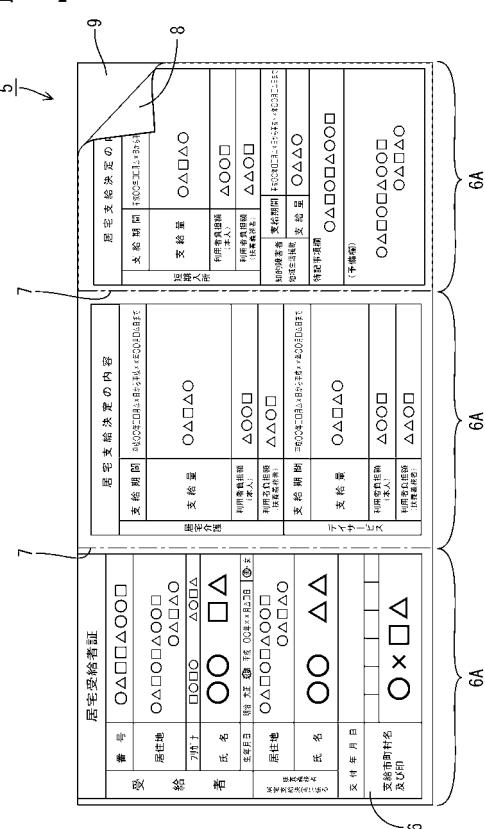
【 図 8 】 参考例における印字用シートの正面図

【 図 9 】 参考例における印字用シートを 1 ページ毎に切り離して貼り付ける様子を示す図

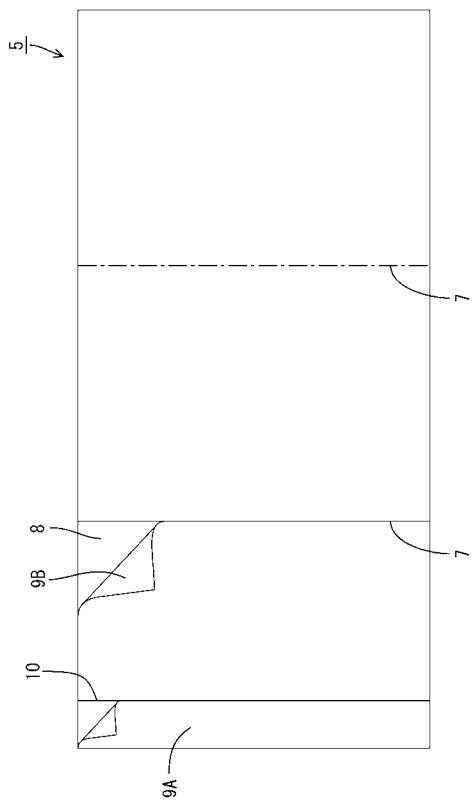
【図1】



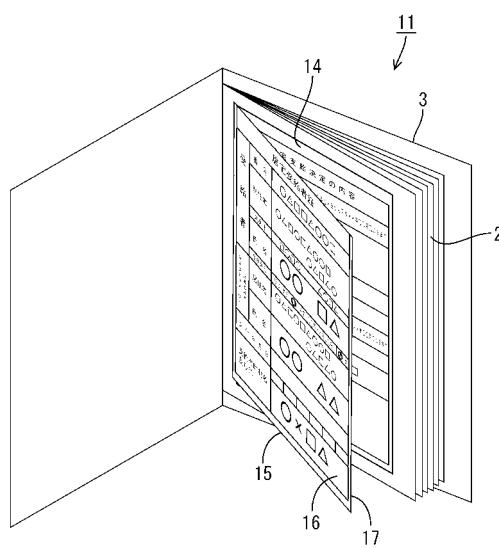
【図2】



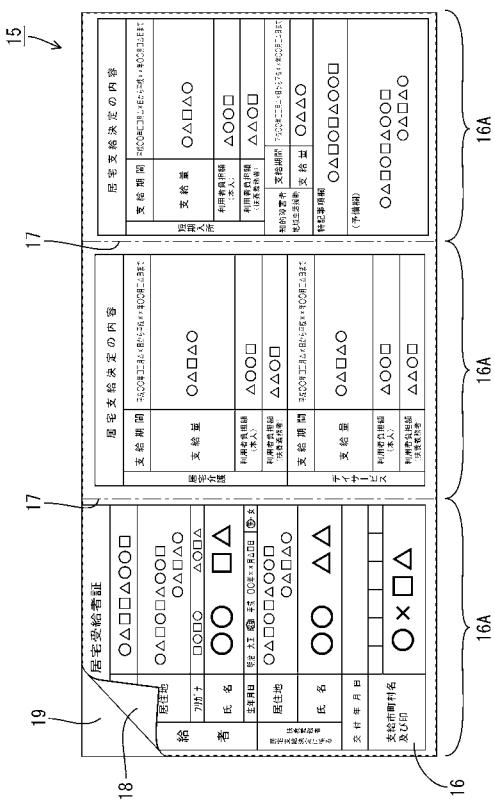
【図3】



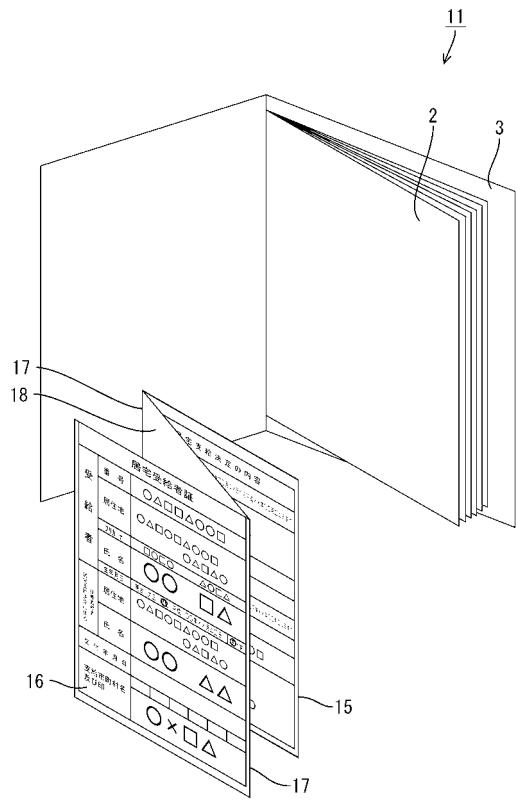
【図4】



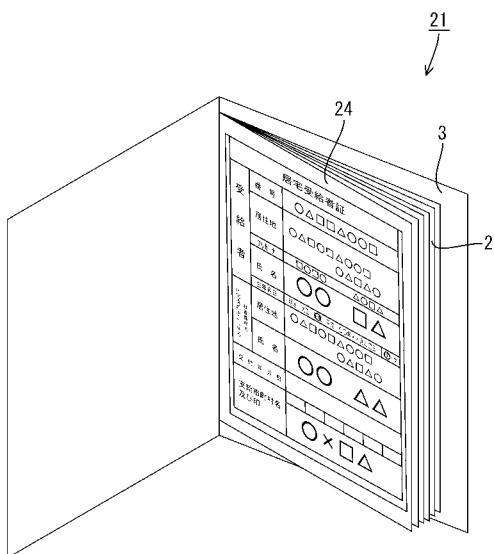
【 図 5 】



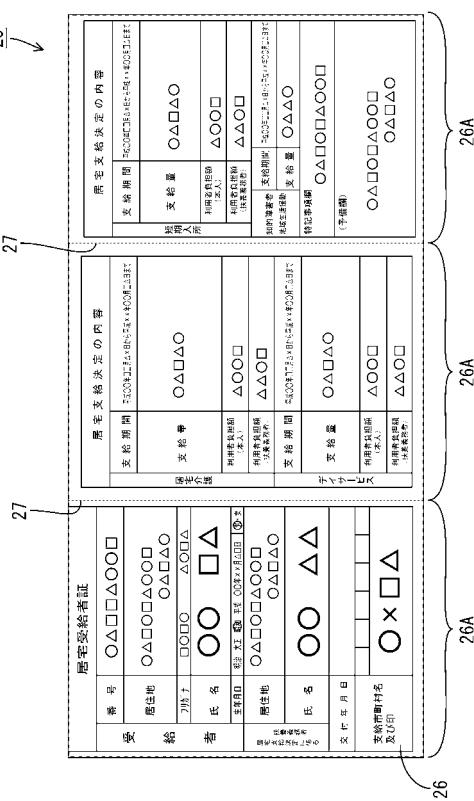
【 四 6 】



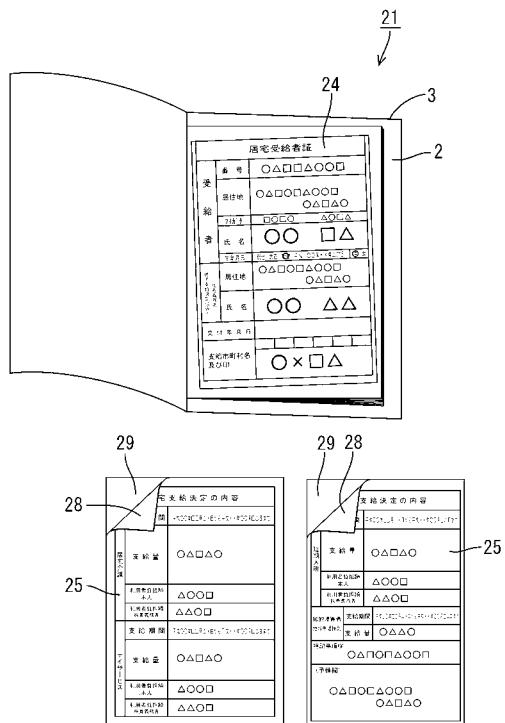
【図7】



【 図 8 】



【図9】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

B42D 1/00-15/08

B42C 3/00